

第1回 内灘町子どもの権利委員会 会議録（要旨）

【日 時】 令和2年7月27日（月）14：00～15：35

【場 所】 内灘町役場 3階 301・302会議室

【出席者】 委員 浅野委員、小林委員、藤田委員、中川委員、上前委員、岡田（順）委員、西村委員、岡田（秀）委員、桐山委員（9名）

事務局 久下教育長

文化スポーツ課 上出課長、中佐課長補佐、船本主事

【内 容】

1 委嘱状の交付

2 開会挨拶

教育長 久下 恭功

3 議件

（1）委員長・副委員長の互選について

委員長は浅野 秀重氏、副委員長は中川 勝美氏が就任した。

（2）委員会設置の経緯と今後の進め方について

会議資料 p. 3～4 に基づき事務局より説明した。

また、p. 4 について以下を補足した。

町民の意見については、子どもの権利委員会と意見募集（パブリックコメント）によって集約し、子ども達の意見については、内灘町子ども会連絡協議会の協力を得て、子ども会議を実施し集約したいと考えている。

<意見・質疑応答>

委員) 以前の子どもの権利条例推進計画検討委員会では、年度をまたいで開催されていたが、今回は、このスケジュールで完結するということでよいか。

事務局) 今回は、平成26年度に策定した推進計画がベースとしてあり、この期間で完結したいと考えている。

（3）内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況の検証及び計画の見直しについて

会議資料 p. 5～10 に基づき事務局より説明した。

<意見・質疑応答>

委員) 内灘町では、子どもたちに向けた多くの事業をやっており、素晴らしいと思ったが、私は権利委員会の委員となって初めて、子どもの権利条例を策定しているのは県内でも少ないことや、教育現場で人権に関する教育をしている根拠が条例にあることが分かった。もっと町民や教育現場の人が条例を知るようなものがあればよい。

委員) 学校では忙しく、人権の花も対象を全校児童とすべきところを、園芸委員のみにしたりしている現状である。今後どうすればよいかは、アンケートの結果を参考にしていきたい。

委員) 例えば校歌には子どもの権利に関する要素が必ず含まれていると思うので、校歌は条例に繋がっているんだよといった校長先生のお話があってもよいかも。また、条例がアピールできていないのなら、次の計画に落とし込むのも手である。

(4) 子どもの権利に関するアンケート(案)について

会議資料 p. 11~23 に基づき事務局より説明した。

内容については一定期間を設けて事務局に意見を寄せることで合意した。

<意見・質疑応答>

※以下は、議件(2)において出た意見・質疑応答

委員) アンケートの対象が子どもだと小学4年生から中学3年生となっているが、なぜか。

事務局) 他の県外の複数の市を参考にしたが、低学年を対象にしたものはなかった。文字が読めるのか等の課題もある。

委員) 小学3年生も入れたらどうか。

委員) このアンケートは小学3年生でもできるようなものなのか。

委員) 小学3年生でもやれないことはないが、難しいと思う。

委員) 担任の先生の説明が必要だと思う。

委員) 過去に実施したものと比較するためといった理由も考えられるが過去の実施状況は。

事務局) 全体的なアンケートは今回が初めて。平成26年度に内灘町子ども会連絡協議会の子ども委員会の中で実施した。対象者は44名だった。

事務局) また、条例を作成する際にも、平成23年度に内灘町子ども会連絡協議会の子ども委員会の中で実施した。対象者は小学校4~6年生72名だった。

委員) アンケートは、学校で書くのか。家で書くのか。

事務局) 子ども達は学校で書き、保護者の方には自宅で書いてもらうこと

を想定している。

事務局) 小学3年生も入れるかについては、事務局としては、集計やスケジュールのことも考慮している。

委員) 条例では、18歳未満の人を「子ども」としているが、中学卒業後～18歳未満の人をアンケートの対象としていないのはなぜか。

委員) 入れると回収率が下がるのでは。

委員) 中学卒業後～18歳未満の人がどう思っているのかも知りたい。

※以下は、議件(4)において出た意見・質疑応答

委員) 小学3年生も入れるのか。

委員) 処理の問題があり、また案にあるような抽象的な質問は、小さいお子さんには難しいかもしれない。

委員) 経年で実施することは考えているのか。認知度は高まる。

事務局) 経年変化で見るのもよいと思うが、学校の毎年の負担がどのくらいになるのか分からない。

委員) 4年生以上でよいか。

一同) -----特に異議なし-----

委員) 高校生はどう扱ったらよいか。

委員) もし、内灘高校生を対象とすると、町民ではない人がおり、町の条例を見直すという意図からはずれてくるのではないか。

委員) 案では、性別をたずねていないが、性別による区分はしなくてもよいか。

委員) 保護者が回答したアンケートを子どもが見て、子どもが文句を言ったりしないものか。どんなものか。

委員) 封書に入れた形であればよい。

委員) 学校では、いろんなアンケートがあるため、このアンケートの目的が条例を推進していくためということを強調し、保護者に理解してもらうべき。また、積極的に提出を求めるよりは、集まらなくてもよいという姿勢がよい。

委員) 保護者用については、ホームページでの回答がよいと思う。こちらから回答してくださいという窓口はつくる。そうすれば親の回答は子どもに知られない。

委員) 子どもと親を突き合わせる必要はないか。

事務局) 突き合わせる必要はない。

委員) ホームページは、町民以外の人が回答できたり、一人が10件20件と回答できたりする点が難しい。

委員) 以前とアンケート項目は一緒なのか。
事務局) 違う。

委員) アンケートについては、一定期間が必要であると思うので、7月31日(金)までに事務局に意見を寄せることとする。そして事務局は意見を検討し、案をほぼ固め委員に送付する。

一同) -----特に異議なし-----

事務局) 保護者には夏休み前に配布、子ども達には、8月18日(火)あたりに配布予定である。

委員) 条件をつける訳ではないが、適当な問の数には限りがあることや、状況表も見ながらアンケートに反映してもよいかもしれないということを述べておく。

(5) その他

事務局より委員会の回数を1回増やすことについて提案し、承認した。
また、事務局より次の計画の計画期間について次回の委員会で意見を求める旨伝えた。

4 閉会